（別紙）

先代事業者の特定個人事業資産等について

先代事業者の相続発生年の前年における特定個人事業資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券				(1)　円	(10)　円
不動産	現に自ら使用しているもの			(2)　円	(11)　円
	現に自ら使用していないもの			(3)　円	(12)　円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	販売することを目的として有するもの			(4)　円	(13)　円
	販売することを目的としないで有するもの			(5)　円	(14)　円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	販売することを目的として有するもの			(6)　円	(15)　円
	販売することを目的としないで有するもの			(7)　円	(16)　円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(8)　円	(17)　円
	先代事業者及び特別関係者（施行規則第1条第25項に掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(9)　円	(18)　円

特定個人事業資産の帳簿価額の合計額	(19)=(1)+(3)+(5)+(7)+(8)+(9)　円	特定個人事業資産の運用収入の合計額	(21)=(10)+(12)+(14)+(16)+(17)+(18)　円
資産の帳簿価額の総額	(20)　円	総収入金額	(22)　円

特定個人事業資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(23)=(19)/(20)　%	特定個人事業資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(24)=(21)/(22)　%

やむを得ない事由により資産保有型事業又は資産運用型事業に該当した場合

該当した日	年　月　日
その事由	
解消見込時期	年　月頃

（記載要領）

① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。

② 「先代事業者の相続発生年の前年における特定個人事業資産等に係る明細表」については、被相続人が営んでいた特定事業用資産に係る事業の相続発生年の前年における青色申告書の貸借対照表に計上されていた資産の金額を記載する。

③ 「特定個人事業資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

④ 申請者が施行規則第6条第17項に該当する場合には、「相続開始」を「贈与」と、「相続の直前における当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種の事業への従事の有無」を「贈与の日前3年以上にわたる当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種の事業への従事の有無」と読み替える。

⑤ 「やむを得ない事由により資産保有型事業又は資産運用型事業に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。